

医療法人 斎藤内科医院 訪問看護ステーションふれあい

運 営 規 程

第1章 総 則

【事業の目的】

第1条 地域の医療機関・開業医との連携を強め、保健・福祉サービスと連携して、在宅療養者が安心して生活できるような地域作りに役割を果たす。

(1) 介護保険及び介護予防

介護保険または介護予防の被保険者であって、主治医が訪問看護の必要を認め、要介護者・要支援者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。この事業は、介護保険法の基本理念に基づき、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全身的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、家族や周辺からの支援によって、住みなれた地域社会や家庭で療養が継続できるように支援することを目的とする。

(2) 医療保険

老人保健法・健康保険法等に基づき、すべての年齢の在宅療養を行なっている難病患者、重度心身障害者、末期癌患者等のQOLを確保し、患者の病状に応じた適切な看護を提供し、家庭において、より安心した療養生活を送れるよう支援することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 (1) 訪問看護（介護予防訪問看護）事業を、開設事業者とは独立して位置付け、人事・財務・物品管理等に関しては、管理者の責任において実施する。

(2) 訪問看護（介護予防訪問看護）は、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととする。

(3) 訪問看護（介護予防訪問看護）の実施にあたっては、市町村等保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(4) 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について、適宜協議する。

(5) 緊急の出来事にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第2章 職員及び職務分掌

【職員の職種、員数および職務内容】

第3条 訪問看護ステーションふれあいに勤務する職種、員数および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者；看護師1名
管理者は、所属職員を指導・監視し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行ない、緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行なわれるよう総括する。
- (2) 訪問看護師；看護師3名以上
主治医の指示により、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) リハビリテーション職員；理学療法士・作業療法士1名以上
主治医の指示により、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- (4) 事務職員；1名以上
必要な事務を行なう。
- (5) 業務の状況に応じて職員数は増減する。

【職員の基本姿勢】

第4条 職員の基本姿勢は次の通りとする。

- (1) 職員は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、高齢者や障害者の福祉の向上を図るよう努める。
- (2) 職員は、訪問看護（介護予防訪問看護）が適切に提供できるよう、かつその質の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保するよう努める。
- (3) 職員は医学の立場を堅持し、常に利用者の病状や心身の状態、介護者の状況等の把握に努め、適切な訪問看護（介護予防訪問看護）ができるように療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を行なう。
- (4) 職員は、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行なう。

第3章 営業日及び営業時間

【営業日、営業時間および休業日】

第5条 営業日・営業時間は次のとおりとする。

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時まで
休業日	看護師 土曜日、日曜日、12月30日～1月3日
	リハビリ 土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日

第4章 指定訪問看護（介護予防訪問看護）の内容及び利用料その他の費用の額

【訪問看護（介護予防訪問看護）の提供方法】

- 第6条 （1）介護保険及び介護予防による訪問看護（介護予防訪問看護）については、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書と介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書により、あらかじめ訪問看護師が作成した訪問看護計画書に沿ってサービスを提供する。
- （2）医療保険による訪問看護については、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- （3）利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求める。また、利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。
- （4）訪問看護（介護予防訪問看護）の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努める。
- （5）利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導または説明を行う。
- （6）訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むこととする。
- （7）看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行い、その実施状況や評価についても説明を行う。
- （8）医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行わない。

【訪問看護（介護予防訪問看護）の内容】

- 第7条 （1）病状・障害・全身状態の観察
- （2）看護・介護技術の実施と相談・指導（清潔援助・排泄援助・体位調整等）
- （3）栄養・食事療法に関する相談・指導等
- （4）医療的処置の実施および指導（褥瘡処置・カテーテル管理・吸引・酸素吸入・内服管理等）
- （5）リハビリテーションの実施と相談・指導
- （6）ターミナルケア
- （7）介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
- （8）生活環境の調整と指導
- （9）行政機関や福祉サービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
- （10）その他、主治医の指示による医療処置

【他機関との連携】

第8条 (1) 市町村との連携

地域に根ざした事業として、市町村等保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との十分な連携を図る。

(2) 主治医との連携

主治医の指示書に基づき、適切なサービスを提供できるよう、主治医と密接かつ適切な連携を図る。

(3) サービス終了時の連携

サービスの提供の終了に際し、利用者またはその家族等に適切な指導を行うと共に、必要なサービスが継続して提供されるよう、主治医、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、市町村の保健・福祉等との連携をとるよう努める。

【記録の作成・整備】

第9条 設備、備品、職員、会計及び利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供等に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から2年間備えておくものとする。

(1) 管理に関する記録

①業務日誌

②職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

(2) 市町村との連携調整に関する記録

(3) 訪問看護（介護予防訪問看護）に関する記録

① 看護師等が利用者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。

② 訪問看護計画書には利用者および家族の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。

③ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成する。

④ 訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、利用者に交付する。

⑤ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。

⑥ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、定期的に主治医に提出する。

(4) 会計経理に関する記録

(5) 設備及び備品等に関する記録

【サービス提供困難時の対応】

第10条 通常の事業の実施地域等を勘案し、また利用申込者の病状等により、利用申込者に対し自ら適切な訪問看護（介護予防訪問看護）の提供が困難と判断した場合、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じる。

【サービス提供が困難となる場合】

第 11 条（1） 看護師等の心身に危害を及ぼす行為があった場合

利用者・家族等からの身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）、精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）、セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

（2） 事業者または事業所の運営に支障を与える行為があった場合

（3） 災害・感染症等で訪問看護を提供できない状況になった場合

【利用料に関する事項】

第 12 条 （1） 訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した場合、利用者から利用料を徴収するものとする。利用料の額は、健康保険法等及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

ただし、介護保険で支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

（2） 指定訪問看護（介護予防訪問看護）事業利用重要事項説明書に基づき、利用料に関する事項を説明し理解を得ることとする。

（3） その他、利用者からの依頼により、時間外等の訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した場合は、下記の設定に従い料金を徴収する。

<介護保険による訪問でのその他の利用料>

サービス内容	利 用 料
長時間の訪問看護	15 分につき、 日中（8～18 時） 1,000 円 夜間（18～22 時）・早朝（6～8 時） 1,250 円 深夜（22～6 時） 2,000 円 ※看護師による訪問では、90 分を超えた場合。ただし、特別管理加算がついている方は長時間訪問看護加算あり ※理学療法士・作業療法士による訪問では、60 分を超えた場合
交通費	鳥栖市、三養基郡以外の場合、 1 回の訪問につき、300 円

<医療保険による訪問でのその他の利用料>

休業日の訪問看護	土曜日、日曜日 12月30日～1月3日	1回の訪問につき 1,500円の加算
長時間の訪問看護	日中(8時～18時) 夜(18～22時)・朝(6～8時) 深夜(22～6時) ※特別管理加算がついている方は長時間訪問看護加算あり	90分を超える場合は、15分につき 1,000円 1,250円 2,000円
交通費	鳥栖市内 基山町、みやき町 上峰町 区域外	1回の訪問につき 100円 200円 250円 300円

<保険制度外の訪問看護サービス利用料>

- ・医療保険における週3回の制限を超える訪問看護
- ・介護保険及び介護予防におけるサービス計画外の訪問看護
- ・一定時間の契約による訪問看護、外出付き添い型の訪問看護
- ・居宅でない通学施設(養護学校等)や通所施設(介護老人福祉施設等)にいる間に行なう訪問看護
- ・死後の処置 など

サービス内容	時間区分	利用料
①訪問看護	日中(8時～18時) 夜(18～22時)・朝(6～8時) 深夜(22～6時) ※休日(土・日曜、12/30～1/3)訪問の場合	30分につき 4,000円 4,500円 6,000円 1回の訪問につき、 1,500円の加算
長時間の訪問看護	①に準ずる	90分を超える場合、 30分につき ①の利用料の減算2,000円
交通費	鳥栖市 基山町、みやき町 上峰町 区域外	1回の訪問につき 100円 200円 250円 300円

死後の処置	日中（8時～18時）	7,000円
	夜（18～22時）・朝（6～8時）	8,000円
	深夜（22～6時）	10,000円

（４）利用料の支払いを受けた時には、その項目を明記した領収証を交付するものとする。

第 5 章 通常の実業の実施地域

【事業の実施地域】

第 13 条

通常の実業の実施地域	鳥栖市・三養基郡
------------	----------

第 6 章 緊急時等における対応方法

【緊急時等における対応方法】

- 第 14 条 （１）緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護（介護予防訪問看護）を開始することとする。
- （２）看護師等は、訪問看護（介護予防訪問看護）実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な指示を求めることとする。
- （３）主治医との連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- （４）看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに主治医や管理者に報告しなければならない。

第 7 章 その他の運営に関する事項

【個人情報の取り扱いと秘密保持】

- 第 15 条 （１）訪問看護（介護予防訪問看護）に従事する職員は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに伴う利用者またはその家族の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努める。
- （２）訪問看護（介護予防訪問看護）に従事する職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏洩し、または不当な目的に使用してはならない。
- （３）訪問看護（介護予防訪問看護）に従事した職員は、在職中に限らず退職後も、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏洩し、または不当な目的に使用してはならない。

(4) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第 16 条 (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針の整備

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

④ 前 3 号を適切に実施するための専任の担当者の配置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者等を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束】

第 17 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【苦情処理】

第 18 条 提供した訪問看護(介護予防訪問看護)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を十分に把握して必要な措置を講じるものとする。

【事故発生時の対応】

第 19 条 (1) 利用者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は速やかに主治医、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(2) 訪問看護(介護予防訪問看護)の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(3) 本ステーションは、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

【衛生管理等】

第 20 条 (1) 事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各

号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【業務継続計画の策定等】

- 第21条 （1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- （2）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【就業環境の確保】

- 第22条 事業所は、適切な訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。